

【K-026号】 加入者掛金引落再開依頼書 記入要領

身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。
 申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

1 基礎年金番号										氏名			生年月日			性別					
1	2	3	4	-	5	6	7	8	9	0	フリガナ	ネンキン	イチロウ	5:昭和 7:平成	年	月	日	1:男 2:女			
										住			所								
フリガナ トウキョウト マルマルク シカクサンカク 1-2-3										2 連絡先電話番号 (1 2 - 3 4 5 6 - 7 8 9 0)											
〒111-1111										東京 都道府県			郡			市区町村			□△ 1-2-3		

掛金の引落しが下記の理由により一時的に停止されていますが、掛金の引落しの再開を依頼します。

3 掛金引落停止理由>
 (ア)~(エ)の該当項目に○印をご記入の上、該当する番号に記入欄がある場合は、ご記入ください。

(ア) 被保険者種別の変更をした際に、被保険者種別変更届を提出せず掛金の引落が停止となった。
 その後再び、被保険者種別を変更したため、掛金の拠出を再開したい。

被保険者種別を変更した年月日 令和 1年 6月 1日
 再び、被保険者種別を変更した年月日 令和 1年 9月 1日

(イ) 運営管理機関に被保険者種別変更届を提出したが、年金事務所への国民年金の手続きが遅れたこと等により、
 日本年金機構の被保険者記録が変更されておらず、掛金の引落が停止となった。
 その後日本年金機構の被保険者記録の変更が行われたため掛金の拠出を再開したい。

(ウ) 個人型年金の掛金額が拠出限度額を超えたため、掛金の引落しが停止となったが、付加保険料の納付を中止したため、
 掛金の拠出を再開したい。

(エ) その他

<注意事項>

- 掛金の引落しの再開を希望される方で、既に制定されている帳票では手続きが出来ない方については本届書をご使用ください。
- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。(選択肢が、該当する数字に○印を付けてください。)
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- 記入内容に不備があった場合は手続きが遅延することがあります。
- 以下の資格喪失理由(※)により、掛金の引落しが停止した方は、本届書では手続きできません。「加入者資格喪失届(K-015)」と「個人型年金加入申出書(K-001)」を受付金融機関に提出してください。
 - (※) 加入者の資格喪失理由
 - ①国民年金保険料の申請による免除(一部免除、猶予を含む)を受けた期間があった
 - ②国内非居住者(国民年金の第2号被保険者である者を除く)の期間があった
 - ③個人型年金への加入を認めない企業型確定拠出年金に加入していた期間があった
- 同年内に1号被保険者ではない期間がある場合は、「加入者月別掛金額変更届(K-030)」を提出してください。
 被保険者種別で掛金の上限額が異なりますので、掛金額を記入する際は、該当する被保険者の種別ごとに設定された上限額を考慮し、金額を記入してください。

- 1 基礎年金番号
 ・年金手帳または基礎年金番号通知書を参照の上、基礎年金番号を記入してください。
 ・基礎年金番号が不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。
- 2 連絡先電話番号
 日中に間合わせができる電話番号を記入してください。(携帯電話の電話番号も可能です。)
- 3 掛金引落停止理由
 ・該当する(ア)~(エ)に○印を付け、必要事項を記入してください。
 ・掛金の引落し一時停止の連絡文書(「個人型年金の記録について」、以下「連絡文書」といいます)の理由欄に「個人型年金へ申請した被保険者種別が相違しているため」とあり、同封の「手続きに関するご案内」の1. ③に該当する方は(イ)に○印を付けてください。
 ・連絡文書の理由欄に「個人型年金の掛金額が拠出限度額を超えているため」とあり、「手続きに関するご案内」の回答票の5. ②に該当する方は(ウ)に○印を付けてください。